

平成 29 年 8 月 4 日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 2 件
(うちプラズマテレビ 1 件、リチウム電池内蔵充電器 1 件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 3 件
(うち哺乳瓶 1 件、ノートパソコン 1 件、電気温水器 1 件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議 (※)
において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

(本発表資料の問合せ先)

消費者庁消費者安全課 (製品事故情報担当)

担 当 : 柳川、平野、清重

電 話 : 03-3507-9204 (直通)

F A X : 03-3507-9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700247	平成29年7月13日	平成29年7月31日	プラズマテレビ	TH-50PX300	松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)	火災	当該製品で視聴中、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	栃木県	平成29年7月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201700248	平成29年6月18日	平成29年7月31日	リチウム電池内蔵充電器	SB-3000Li(嵯峨電機工業株式会社ブランド)	株式会社アムテックス(嵯峨電機工業株式会社ブランド)(輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年6月18日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201700246	平成29年7月13日	平成29年7月31日	哺乳瓶	重傷1名	当該製品を机に置いたところ、当該製品が破損し、手を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	北海道	
A201700249	平成29年7月24日	平成29年8月1日	ノートパソコン	火災	事務所で火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品のACアダプター及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品のACアダプターから出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
A201700250	平成29年6月22日	平成29年8月1日	電気温水器	重傷1名	幼児(1歳)が保護者と入浴中、浴槽内で当該製品の自動足し湯運転時に右足に火傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	熊本県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年7月21日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

A201700247 (管理番号：プラズマテレビ)



A201700248 (管理番号：リチウム電池内蔵充電器)

